

公 示 送 達 書

令和8年9月15日

下記の者へ送達すべき書類を、西区西部出張所に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市西区長 大園 喜代香



送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和8年9月10日 西区西第384号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。